

国住指第1774号
平成23年9月12日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

被災市街地復興推進地域内における建築行為の制限について

本日、石巻市において、別添のとおり、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域が定められる旨の公告がなされました。

被災市街地復興推進地域内において、当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、建築物の新築、改築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき確認済証の交付を受けることのほか、原則として、被災市街地復興特別措置法第7条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けることが必要となります。

貴職におかれては、建築物の建築等に関する申請の受理及び確認済証の交付の際に、被災市街地復興推進地域内において建築物の新築等をしようとする者に対して、この旨周知方願いするとともに、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、当該通知内容の依頼方願いいたします。

また、今後新たに都市計画に被災市街地復興推進地域が定められることとなった際には、当方より当該被災市街地復興推進地域を管轄する都道府県の建築行政主務部長に対して、その旨の情報提供をいたしますので、当該被災市街地復興推進地域に関しても、同様の対応をお願いいたします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、上記の旨通知していることを申し添えます。